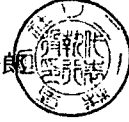


2020年9月25日

東京都港区港南一丁目7番1号
ソニー株式会社
代表執行役 吉田 憲一郎



吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、2020年9月15日付でソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社(以下「SHES」といいます。)との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年10月30日を効力発生日として、当社の「国内家電リサイクル法製造者等義務遂行管理事業」に関して有する権利義務をSHESに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号)

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

SHESは、本吸収分割に際して、SHESの普通株式2,231株を当社に対して交付します。本吸収分割の効力が生ずることを停止条件として、SHESを株式交換完全子会社とし、当社の完全子会社(かつ、本日時点でSHESの完全親会社)であるソニーエレクトロニクス株式会社(本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号。以下「SEC」といいます。)を株式交換完全親会社とする無対価の株式交換が行われる予定であることも念頭においたうえで、交付株式数は、SHESが承継する資産及び負債等並びに適正な出資単位の設定等の諸事情を考慮しつつ、SHESとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により増加するSHESの資本金及び準備金の額については、本吸収分割によりSHESに承継される資産及び負債の額、SHESの事業内容、事業規模及び財務状況、本吸収分割後のSHESにおける機動的な資本政策等を総合的に勘案し、会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

SHESは、本吸収分割に際して、当社の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。以下同じです。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わるSHESの新株予約権を交付いたしません。当社が本吸収分割後も存続していくことや、SHESの資本政策等を総合的に勘案した結果、当社の新株予約権の新株予約権者には、引き続き当社の新株予約権を保有していただくことが適切と判断しております。

4. 吸収分割承継株式会社（SHES）についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「SHESの計算書類等」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・2020年9月15日付で、SHESを株式交換完全子会社とし、SECを株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結しています。効力発生日は、2020年10月30日の予定です。

5. 吸収分割株式会社（当社）についての事項（会社法施行規則第183条第5号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・当社の上場子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町1丁目9番2号）を完全子会社化することを目的として、2020年5月20日に公開買付けを開始し、同年7月20日に当該公開買付けの決済を行っております。2020年9月2日をもって完全子会社化が完了しております。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社について

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ3,391,804百万円及び685,268百万円であるところ、本吸収分割により当社がSHESに承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ223,129,282円及び0円となる見込みです。また、2020年3月31日以降現在に至るまでの間におけるこれらの額の変動及び効力発生日に至るまでの間におけるこれらの額の変動予想額を考慮しても、効力発生日以後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、効力発生日以後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況その他の事情に鑑み、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、効力発生日以後における当社の債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) SHESについて

SHESの2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ

217,453 百万円及び 181,938 百万円であるところ、本吸収分割により当社が SHES に承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 223,129,282 円及び 0 円となる見込みです。また、2020 年 3 月 31 日以降現在に至るまでの間におけるこれらの額の変動及び効力発生日に至るまでの間におけるこれらの額の変動予想額を考慮しても、効力発生日以後の SHES の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、効力発生日以後の SHES の収益状況及びキャッシュ・フローの状況その他の事情に鑑み、SHES の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、効力発生日以後における SHES の債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

以上


別紙1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

ソニー株式会社（以下、「甲」という。）及びソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第3条において定める効力発生日において、吸収分割により、甲がその「国内家電リサイクル法製造者等義務遂行管理事業」（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下、「本吸収分割」という。）。


第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：ソニー株式会社


本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

本店所在地：東京都品川区大崎二丁目10番1号

第3条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年10月30日とする。但し、吸収分割手続の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙の間で協議し合意により、これを変更することができる。


第4条（本吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」(1)の保有株式、(2)に列挙される契約及び(2)に付随する契約とする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受とする。

第5条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本承継対象権利義務に代えて乙の普通株式2,231株を交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の増加は行わない。

- (1) 資本金の増加額： 0円
- (2) 資本準備金の増加額： 0円
- (3) 利益準備金の増加額： 0円

第7条（本吸収分割の承認に係る株主総会）

- 1. 甲は、会社法第784条第2項の規定する簡易吸収分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において、会社法第795条第1項の規定に基づく承認を求めるものとする。

第8条（法令上の手続の実行等）

- 1. 甲及び乙は、本吸収分割を実行するために必要な手続（本吸収分割を実行するために必要な会社法を含む法令上の手続を含むが、これに限らない。）について相互に協力するものとする。
- 2. 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙に経営上重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙の間で協議し合意により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、法令によるものであるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方捺印の上それぞれ各1通を保管する。

2020年9月15日

東京都港区港南一丁目7番1号

甲： ソニー株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



東京都品川区大崎二丁目10番1号

乙： ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

代表取締役 高木 一郎



(別紙)

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は次のとおりとする。

承継対象である本事業に属する資産及び債務その他の権利義務

(1) 保有株式

甲が本事業に関連して保有する、以下の株式

発行会社	保有株式数
株式会社アールステーション	普通株式 720 株
グリーンサイクル株式会社	普通株式 2,210 株
アクトピーリサイクリング株式会社	普通株式 200 株
株式会社エコリサイクル	普通株式 200 株
株式会社関東エコリサイクル	普通株式 200 株
関西リサイクルシステムズ株式会社	普通株式 200 株
東京エコリサイクル株式会社	普通株式 180 株
西日本家電リサイクル株式会社	普通株式 200 株
株式会社ハイパーサイクルシステムズ	普通株式 200 株
東日本リサイクルシステムズ株式会社	普通株式 200 株
株式会社富士エコサイクル	普通株式 200 株
北海道エコリサイクルシステムズ株式会社	普通株式 200 株

(2) 以下の契約の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務

名称	契約当事者	締結日
グループ憲章	シャープ株式会社 ソニー株式会社 日立アプライアンス株式会社 株式会社富士通ゼネラル 三菱電機株式会社	2012年03月26日
合併契約書	シャープ株式会社 ソニー株式会社 日立アプライアンス株式会社 株式会社富士通ゼネラル 三菱電機株式会社	2012年03月26日
秘密保持契約書	日立アプライアンス株式会社 三菱電機株式会社 シャープ株式会社	2012年03月26日

	ソニー株式会社 株式会社富士通ゼネラル	
株式会社アールステーション 株式譲渡契約書	三洋電機株式会社 シャープ株式会社 ソニー株式会社 日立アプライアンス株式会社 株式会社富士通ゼネラル 三菱電機株式会社	2012年02月13日
委任契約書	ソニー株式会社 株式会社アールステーション	2011年03月01日
秘密保持契約書	株式会社日立製作所 三菱電機株式会社 三洋電機株式会社 シャープ株式会社 ソニー株式会社 株式会社富士通ゼネラル	1999年08月24日
秘密保持契約書	株式会社日立製作所 三菱電機株式会社 三洋電機株式会社 シャープ株式会社 ソニー株式会社	1999年05月18日
システム構築・維持費の支払に 関する覚書	ソニー株式会社 株式会社アールステーション及びそ の他の製造業者10社(2020年8月 6日時点)	2001年03月01日 他
委任契約書	ソニー株式会社 株式会社アールステーション	2001年03月01日
2001年03月01日に締結した 委任契約書についての覚書	ソニー株式会社 株式会社アールステーション	2005年03月01日
特定家庭用機器再商品化等実 施契約書[再商品化等]	株式会社アールステーションに代 理されるソニー株式会社及びその 他の製造業者 北海道エコリサイクルシステムズ 株式会社及びその他の再商品化等 実施者	2000年12月28日 他
特定家庭用機器再商品化等 委託費の支払に関する覚書	株式会社アールステーションに代 理されるソニー株式会社及びその 他	2000年12月28日 他

	他の製造業者 北海道エコリサイクルシステムズ株式会社及びその他の再商品化等実施者	
家電リサイクル事業委託業務終了についての覚書	ソニー株式会社 株式会社拓琉金属	2020年04月30日
特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う場所の追加に関する合意書	ソニー株式会社 関西リサイクルシステムズ株式会社	2006年11月30日
リサイクルプラント変更の覚書	ソニー株式会社 株式会社富士エコサイクル	2010年01月15日
契約書	ソニー株式会社 グリーンサイクル株式会社	2003年03月01日
特定家庭用機器再商品化等実施契約書[指定引取場所]	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 日本通運株式会社及びその他の指定引取場所運営受託者 307社 (2020年8月6日時点)	2000年11月30日 他
個人情報保護に関する覚書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 日標運輸株式会社及びその他の指定引取場所運営受託者 179社 (2020年8月6日時点)	2002年09月30日 他
合意書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 関東西濃運輸株式会社	2003年10月31日
指定引取場所契約変更の覚書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 岡山県貨物運送株式会社及びその他の指定引取場所運営受託者11社 (2020年8月6日時点)	2010年10月25日 他
引取場所・運搬契約変更の覚書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその	2010年04月01日

	他の製造業者 株式会社共同陸運	
特定家庭用機器再商品化等実施契約書[二次物流]	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 日本通運株式会社及びその他の二次物流受託者 245 社(2020 年 8 月 6 日時点)	2000 年 11 月 30 日 他
合意書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 関東西濃運輸株式会社	2003 年 10 月 31 日
運搬契約変更の覚書	株式会社アールステーションに代理されるソニー株式会社及びその他の製造業者 清光運輸有限会社	2010 年 04 月 01 日
再商品化等料金回収業務等委託契約	ソニー株式会社 財団法人家電製品協会	2000 年 12 月 15 日
再商品化等料金回収業務等委託契約の一部を変更する契約	ソニー株式会社 財団法人家電製品協会	2009 年 02 月 01 日
2000 年 12 月 15 日に締結された再商品化等料金回収業務等委託契約第 11 条の規定に基づく契約(特約)	ソニー株式会社 財団法人家電製品協会	2006 年 04 月 28 日

以上



別紙 2 SHES の計算書類等

2019 年度

事業報告

附属明細書

計算書類

附属明細書

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

監査報告書

私、監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度における、取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項及び第3項)に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

監査役

佐川 壯一



2019年度

事業報告

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

1. 企業の現況に関する事項

(1) 全般的な営業の概況

2019年度は米中貿易摩擦の激化やブレグジットによる世界的な景気下押し要因で幕をあげました。ソニーにとって今年度は、「プレイステーション」が発売から25周年、コロムビア・ピクチャーズを買収して30周年という節目の年でもありました。存在意義と価値観を定義したSony's Purpose & Valuesそして「人に近づく」という経営の方向性のもとでエンタテインメント領域、エレクトロニクス領域そして金融領域でもOne Sonyの動きを加速し、Growthを実現するための探索を続けてまいりました。その結果、2019年度第3四半期の時点では、一時的要因を除いた調整後のベースで増収増益を達成しております。

しかしながら2020年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国を起点としてアジアそして欧米諸国へと世界的な流行(パンデミック)となり、世界経済の成長率が急速なマイナスとなるとの見通しも出ています。このような困難な状況下においても事業への影響を最小化するための努力を継続するとともに、ソニーグループとして新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により世界各国で影響を受けている人々を支援するファンドを立ちあげるなど、引き続きグローバルカンパニーとしての社会的責任も果たしてまいります。

このような状況下、当社は2019年4月にオーディオ事業を吸収し、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社を発足致しました。オーディオ・ビジュアル領域における高付加価値戦略を推進し、将来に向けた新しい顧客価値の創出、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるオペレーションの確立を目的に、これまで培ってきたビジネスを更に強化しつつ、新会社として技術・商品、オペレーションにおいてシナジーを生み出すことに注力してまいりました。TVビジネスは、大型高精細モデルの展開、V&Sビジネスは、ノイズキャンセリング技術で他社を凌駕する「WF-1000XM3」のヒットモデルの創出、臨場感豊かな音場を実現する新たな音楽体験「360 Reality Audio」の展開など、顧客に「感動」をもたらす高付加価値な商品・サービスの提供により、収益性を重視した経営を行いました。

一方、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行による事業への影響を最小化すべく、これまで強化した製販一体オペレーションの対応により、堅調な業績を達成しました。

なお、2019年度の当社の売上高は727,297百万円(前年度比183,750百万円増)、税引前当期純利益は11,862百万円(前年度比△9,864百万円減)、当期純利益は9,313百万円(前年度比△7,645百万円減)となりました。

(2) 過去三年間の営業成績及び財産の状況

(単位:百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上高	474,537	609,085	543,547	727,297
当期純利益又は 当期純損失	△2,929	23,046	16,958	9,313
一株当たり当期純利益 又は当期純損失	△14,645,854.61円	62,852,949.42円	7,708,206.79円	4,233,093.86円
総資産	95,840	116,014	151,232	217,453

(注)当社は2019年4月1日付で、当社を存続会社、ソニービデオ&サウンドプロダクツ株式会社(以下「SVS」)を消滅会社とする吸収合併を行いました。2019年度にはSVSの事業の売上高及び利益を含んでおります。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、米中貿易摩擦や、年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴い、経済が減速する兆候を示すなど、不確実性の高い状況であるのに加えて、競合他社の価格攻勢、パネルに代表される部品価格の変動等、今後も厳しい経営環境が予想されます。この厳しい環境下、当社は独自の高画質・高音質技術と高いデザイン性及び使いやすさを追求した、顧客に「感動」をもたらす付加価値の高い商品・サービスの提供により、他社との差異化を図ってまいります。また、数量規模を追わず、地域のニーズにあわせた販売方針をとり、弛まぬオペレーション改善と在庫の適正化により、安定した利益を確保できる事業構造を更に強化していきます。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)がある ときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(5) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度中の定時株主総会の翌日以降、当事業年度末までに在任した役員は下記の通りです。

氏名	地位および担当
高木 一郎	代表取締役社長
木井 一生	代表取締役副社長
松本 義典	取締役副社長
大嶋 祐一	取締役
石塚 茂樹	取締役
堀井 直也	取締役
佐川 壮一	監査役
澤田 征洋	監査役

(注) 監査役 澤田氏は2019年11月16日に退任致しました。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 辞任又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(6) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容
該当事項はありません。

(7) 企業集団全体での報酬等
該当事項はありません。

4. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について2019年5月23日の取締役会において以下のような決議を行いました。

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社(旧社名 ソニービジュアルプロダクツ株式会社)内部統制に関する基本方針

1. 取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

(2) 体制の運用状況の概要

当社重要会議体等を通じて経営課題及びビジネスリスクについて、迅速な報告、討議、問題解決を行うとともに、取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することをその都度、確認しています。監査役監査が実効的に行われるよう、監査役と重要会議体を共有し、各会議体への出席ができるようにしています。

また、社内におけるコンプライアンスの周知、徹底については、3ヵ年研修計画に基づき、情報セキュリティ・プライバシー、ダイバーシティ、独占禁止法、輸出入コンプライアンス、顧客精査等の各種社内研修を実施しました。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由
親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を
決定しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見
該当事項はありません。

2019 年度

附属明細書(事業報告関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月31日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

事業報告 附属明細書

事業報告において附属明細書に記載する事項はございません。

第6期
独立監査人の監査報告書

〔 自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日 〕

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

独立監査人の監査報告書

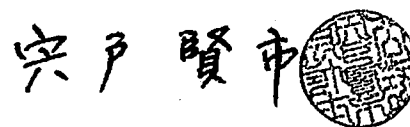
2020年5月25日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2019 年度

計 算 書 類

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

貸借対照表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	195,693	流動負債	181,476
現金及び預金	26	電子記録債権	180
預け掛金	77,087	支払手形	34
売掛金	77,444	買掛金	86,860
仕掛品	427	前受金	352
前払費用	2,066	リース債権	89
未収入金	36,849	短期借入金	15,976
未収還付法人税等	657	未払金	281
その他	1,138	未払費用	67,176
固定資産	21,760	未払法人税等	46
(有形固定資産)	(1,590)	諸預り金	2,959
建物及び付属設備	434	賞与引当金	5,675
機械及び装置	523	その他	1,848
工具・器具及び備品	456	固定負債	462
リース資産	176	リース債権	123
(無形固定資産)	(15,306)	資産除去債	339
ソフトウェア	14,449		
その他	857	負債合計	181,938
(投資その他の資産)	(4,864)	純資産の部	
関係会社株式	100	株主資本	35,515
繰延税金資産	4,735	資本金	110
その他	29	資本剰余金	110
		その他資本剰余金	110
		利益剰余金	35,295
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	35,240
		繰越利益剰余金	35,240
		純資産合計	35,515
資産合計	217,453	負債・純資産合計	217,453

損 益 計 算 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

	金 額
	百万円
売 上 高	727,297
売 上 原 価	656,102
売 上 総 利 益	71,195
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	59,260
営 業 利 益	11,936
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 ・ 配 当 金	264
そ の 他	325
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	72
そ の 他	590
経 常 利 益	11,862
税 引 前 当 期 純 利 益	11,862
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,867
法 人 税 等 調 整 額	682
当 期 純 利 益	9,313

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											純資 産計
	資本剰余金					利益剰余金						
	資 本 金	資 準 備	そ の 他 資 本 金	資 剰 余 金	本 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金	益 金 計	株 主 資 本 計	
当期首残高	110		-	-	-		28	20,211		20,239	20,349	20,349
当期変動額												
剰余金の配当								△ 14,458	△ 14,458	△ 14,458	△ 14,458	△ 14,458
当期純利益								9,313	9,313	9,313	9,313	9,313
合併による増加				110	110		28	20,174	20,201	20,311	20,311	20,311
当期変動額合計				110	110		28	15,029	15,056	15,166	15,166	15,166
当期末残高	110			110	110		55	35,240	35,295	35,515	35,515	35,515

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

② 無形固定資産 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用ともに発生主義により計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しており、控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(年金制度変更)

2019年10月1日より、当社は確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。上記の制度移行に伴い、年金制度の存続部分の平均残存勤務期間が短縮されたため、当事業年度末に未認識数理計算上の差異4,011百万円を退職給付費用に含めて一括費用処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産に係る減価償却累計額 1,383 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 997 百万円
 - 長期金銭債権 -
 - 短期金銭債務 14,013 百万円
 - 長期金銭債務 -

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	56 百万円
仕入高	0 百万円
売上原価・販売費及び一般管理費	64,348 百万円
営業取引以外の取引高	52 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	2,200	2,200
自己株式 普通株式	-	-
合計	2,200	2,200

2. 配当に関する事項

① 配当支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	効力発生日
2020年1月27日 取締役会	普通株式	14,458 百万円	6,571,818.18 円	2020年3月25日

- ② 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当ありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越外国税額控除	4,348 百万円
税務上の繰越欠損金	2,112 百万円
賞与引当金	1,738 百万円
未払特許権使用料	1,109 百万円
その他未払費用否認	288 百万円
有償支給差額	256 百万円
その他	1,685 百万円
繰延税金資産小計	11,535 百万円
評価性引当額	△ 6,693 百万円
繰延税金資産合計	4,842 百万円
繰延税金負債	
未払事業税(当期分)	△ 88 百万円
その他	△ 19 百万円
繰延税金負債合計	△ 107 百万円
繰延税金資産の純額	4,735 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

ソニーグループでは、金融事業を営む関係会社である Sony Global Treasury Services Plc. (以下「SGTS」)を中心として資金の集中化および効率化をしております。そのため、当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、SGTS からの借入により資金を調達しております。また、借入金の主な用途は運転資金および設備投資資金です。

売掛金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程にそってリスク低減を図っております。

なお、デリバティブ取引については、SGTS と実需の範囲で、外貨建債権債務の為替変動リスクに対して、為替予約取引を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	27	27	—
(2) 売掛金	76,641	76,641	—
(3) 未収入金	38,309	38,309	—
(4) 投資有価証券	100	100	—
(5) 買掛金	(86,860)	(86,860)	—
(6) 短期借入金	(15,977)	(15,977)	—
(7) 短期リース債務	(89)	(89)	—
(8) 未払金	(281)	(281)	—
(9) 未払費用	(67,176)	(67,176)	—
(10) 未払法人税等	(46)	(46)	—
(11) 長期リース債務	(123)	(123)	—
(12) デリバティブ取引	(201)	(201)	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 売掛金、ならびに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難なため、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 短期リース債務、(8) 未払金、(9) 未払費用、ならびに (10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期リース債務

契約時の利率は期末に同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率とほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益	時価の算定方法
市場取引以外の取引	為替予約				SGTS から提示された価格等によっている。
	売建				
	米ドル	34,928	443	443	
	ユーロ	37,506	304	304	
	人民元	3,071	64	64	
	買建				
	米ドル	71,588	△881	△881	
	ユーロ	25,461	△112	△112	
	人民元	989	△20	△20	
合計		173,541	△201	△201	

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソニー株式会社	被所有 直接 100%	外部取引先との支払決済 役員の兼任	労務費等の決済 (注)	44,016	未払費用	13,365
		被所有 直接 100%	外部取引先との支払決済	特許料の支払い	20,332	未払費用	620
		被所有 直接 100%	連結納税	連結納税に伴う還付予定額	838	未収入金	838

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Sony Global Treasury Services Plc.	なし	為替・資金取引	資金の貸付(注) 利息の受取(注)	77,087 264	預け金	77,087
		なし	為替・資金取引	資金借入の返済(注) 利息の支払(注)	△1,084 66	短期借入金	15,976
親会社の子会社	Sony Electronics Inc.	なし	当社製品の販売	エレクトロニクス製品の販売(注)	176,236	売掛金	18,284
親会社の子会社	Sony Europe Limited	なし	当社製品の販売	エレクトロニクス製品の販売(注)	221,679	売掛金	23,475
親会社の子会社	Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd	なし	当社製品の販売	エレクトロニクス製品の販売(注)	128,630	売掛金	14,295
親会社の子会社	ソニーマーケティング株式会社	なし	当社製品の販売	エレクトロニクス製品の販売(注)	98,056	売掛金	11,264
親会社の子会社	Shanghai Suoguang Visual Products Co., Ltd.	なし	当社製品の販売 ロイヤリティの請求	エレクトロニクス製品等の販売(注) ロイヤリティ収入	23,303 7,774	未収入金 売掛金	9,043 772
		なし	製品の購入 外注加工費	エレクトロニクス製品の購入(注) 外注加工費	70,661 93,154	買掛金	7,869
親会社の子会社	SONY INDIA PRIVATE LIMITED	なし	ロイヤリティの請求	ロイヤリティ収入	6,148	売掛金	987
親会社の子会社	ソニーグローバルマニユファクチャリング&オペレーションズ株式会社	なし	製品の購入	エレクトロニクス製品の購入(注)	15,767	買掛金	491
		なし	外部取引先との支払決済	研究費等の決済(注)	24,302	未払費用	2,030
親会社の子会社	Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	なし	製品の購入 外注加工費	エレクトロニクス製品等の購入(注) 外注加工費	216,513 132,336	買掛金	26,386

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付、借入について、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうで決定しております。

(1株当たり情報に関する事項)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 16,143,293.33円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4,233,093.86円 |

(重要な後発事象に関する注記)

(共同株式移転による持株会社の設立)

当社、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社、ソニーマーケティング株式会社、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社、ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社及びソニーエンジニアリング株式会社は、2020年4月1日に共同株式移転の方法により7社の完全親会社となるソニーエレクトロニクス株式会社を設立いたしました。

2019 年度

附属明細書(計算書類関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当償却	期額	差引 期末帳簿価額
有形固定資産	建物	101	685	2	784	349		52	434
	機械及び装置	482	559	218	823	300		107	523
	工具、器具及び備品	409	681	53	1,038	581		226	456
	リース資産	105	258	35	328	152		78	176
	計	1,097	2,183	308	2,972	1,383		463	1,590
無形固定資産	ソフトウェア	18,687	30,762	271 (38)	49,178	34,729		8,306	14,449
	その他	175	1,769	621 (302)	1,323	467		204	857
	計	18,863	32,531	892 (340)	50,501	35,195		8,509	15,306

(注) 1 「当期減少額」のうち()内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

2 「当期増加額」の主な内訳は、2019年4月1日にソニービデオ&サウンドプロダクツ株式会社を吸収合併したことに伴う引継ぎ金額です。

(単位：百万円)

区分	資産の種類	ソニービデオ& サウンドプロダクツ株
有形固定資産	建物	642
	機械及び装置	433
	工具、器具及び備品	535
	リース資産	177
	計	1,787
無形固定資産	ソフトウェア	24,107
	その他	544
	計	24,650

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
賞 与 引 当 金	6,400	5,675	6,400	5,675

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,253
退 職 給 付 費 用	3,531
業 務 委 託 費	9,325
減 価 償 却 費	316
特 許 権 使 用 料	27,235
そ の 他	17,599
計	59,260

以上は、会社法 435 条 2 項に定められた書類であります。

2020 年 6 月 5 日

ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社

代表取締役社長 高木 一郎



代表取締役副社長 木井 一生



取締役副社長 松本 義典



取締役 大嶋 祐一



取締役 石塚 茂樹



取締役 堀井 直也

